

原石山実地検査要領

第1条 目的

本要領は、長崎県発注の公共事業で使用する捨石の適正な品質を確保するため原石山実地検査について必要な事項を定めたものである。

第2条 実施回数

原石山実地検査は毎年1回（11月～2月）に実施するものとする。

第3条 検査人員構成

検査員は原石山所在地の地方機関の検査指導幹と港湾または漁港事業の班長とする。

第4条 検査道具等

原石山実地検査を受ける石材業者は、検査時に工事用黒板、カメラ、ポール等を用意しておかなければならない。

第5条 検査内容

検査員は調査票－1に基づき実施検査を行うものとする。

なお、物理試験については、下記手順で行うものとする。

1. 供試体を作成する石材を検査員が3個以上指定し、工事用黒板に石材業者名・原石山所在地・日付・検査者名等を記入のうえ写真撮影する。
2. 石材業者の方で、供試体を作成（作成前後及び切断中の写真撮影も行うこと）し公的試験機関で見掛比重、吸水率、圧縮強度等の試験を行い、3月の第2金曜日までに試験結果（原本もしくは公的試験機関発行の謄本）及び写真を建設企画課 技術基準班に送付すること。（供試体の作成及び試験費用は石材業者負担。）
なお、供試体の寸法は原則JIS規格に基づく10cm×10cm×20cmとするが、これにより難しい場合は、5cm×5cm×10cmとし、その試験結果を参考とするものとする。

第6条 検査結果

検査員は、検査結果（調査表－1）を建設企画課技術基準班に送付するものとする。

建設企画課は、検査結果を各地方機関へ通知する。

第7条 判定基準

調査票－1の項目に1つでもC判定がある場合、その石材業者の捨石は長崎県発注の公共事業で使用不可とする。なお使用不可の場合、その内容を文書にて石材業者に通知する。

なお、使用不可になった石材業者は、判定に不服がある場合、使用不可の通知があった日から14日以内に建設企画課に文書にて説明を求めることができる。

第8条 長崎県発注の公共事業での使用

原石山実地検査で使用可にならないと長崎県発注の公共事業では使用できないものとする。

なお、原石山実地検査期間外に、実地検査を受けていない石材業者から捨石使用の申し入れがあった場合には、その都度、検査指導幹が調査票－1に基づいた原石山実地検査を行うものとする。

第9条 自主検査

原石山実地検査で使用可となっている石材業者は、年に1回、公的試験機関で見掛比重、吸水率、圧縮強度等の自主試験を行い、検査結果を9月末までに建設企画課技術基準班に送付しなければならない。送付する資料には、試験用に抽出した石材、及び供試体作成状況（作成前後及び切断中）の写真も試験結果に添付しなければならない。

(別紙－１) 調査票－１ 記入要領

・調査表-1-① 石材の選別状況（寸法形状）

出荷直前の石材について寸法・形状等を確認する。形状については扁平でないもの。寸法については下表のとおり。

重量	控え	重量	控え	重量	控え
5kg	0.15m	50kg	0.30m	100kg	0.40m
200kg	0.50m	300kg	0.55m	400kg	0.60m
500kg	0.65m	1.0 t	0.80m		

・調査表-1-② 石材の選別状況（品質）

原石山から算出する石材の中に劣悪なものが混じった場合どのようにして選別しているかを聞き取り調査し、該当するものに○をする。

・調査表-1-③ 物理試験等

出荷直前の石材の中から供試体を作成する石材を3個以上指定し、工事用黒板に石材業者名・原石山所在地・日付・検査者名等を記入のうえ、その石材の立会写真を撮影する。その後、石材業者の方で、供試体を作成し公的試験機関で見掛比重、吸水率、圧縮強度等の試験をする。（供試体の作成及び試験費用は石材業者負担。）その試験成績表は石材業者から技術情報室へ提出させる。

検査の結果 JIS A 5006 の硬岩以上の品質がなければC判定とする。

（石材業者は、供試体の作成状況写真も撮影しなければならない。）

・調査表-1-④ 講評

本検査を実施した結果の講評を記入する。

・提出

検査員は、検査締切日までに検査結果（調査表－１に必要項目を記入したもの）を建設企画課技術基準班に送付する。

(調査表一 1)

(検査者所属 ;

氏名 ;

)

検査項目	検査結果
①石材の選別状況(寸法形状)	a.寸法、形状ともよく選別されている。 b.規格外のサイズのもものが若干混ざっている。 c.選別をやり直す必要有り。
②石材の選別状況(品質)	a.原石山の質が良いので、ほとんど選別する必要なし。 b.風化しやすい石等を丁寧に除いている。 c.品質による選別はほとんど行っておらず、劣悪な石が混ざっている。
③物理試験等	岩質、一軸圧縮試験、比重試験、吸水率試験を公的試験機関にて実施する。 供試体を採取する石材は、原石山検査者の方で選ぶ。(別紙一 1 参照) (検査の結果JIS A 5006の硬岩以上の品質がなければC判定とする。)
④講評	